

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年10月3日

【四半期会計期間】 第58期第2四半期(自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 ( 252 ) 3300 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 ( 252 ) 3300 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第57期 第2四半期累計期間	第58期 第2四半期累計期間	第57期
	自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日	自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日	自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日
売上高 (千円)	59,813,211	62,219,189	122,546,332
経常利益 (千円)	3,209,296	2,497,410	6,593,951
四半期(当期)純利益 (千円)	1,742,931	1,287,461	3,648,143
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数 (株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額 (千円)	49,593,710	51,286,557	50,976,799
総資産額 (千円)	69,489,519	72,357,223	71,106,983
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	26.06	19.36	54.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)	9.00	9.00	19.00
自己資本比率 (%)	71.0	70.5	71.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,806,863	407,977	6,264,773
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	68,529	252,521	62,033
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,086,650	1,093,105	1,806,336
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	24,163,288	25,094,425	26,032,074

回次 会計期間	第57期 第2四半期会計期間	第58期 第2四半期会計期間
	自 平成24年5月21日 至 平成24年8月20日	自 平成25年5月21日 至 平成25年8月20日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.76	4.02

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結経営指標等については記載しておりません。  
3 持分法を適用した場合の投資利益について、関連会社がないため記載しておりません。  
4 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に変更はありません。また、当社は関係会社を有していません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結は行われておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、欧州財政問題や中国の経済停滞の影響が懸念されるものの、米国経済の回復基調と相まって、円安進行による輸出企業を中心とした株価上昇や企業収益の回復など明るい兆しを見せ始めております。しかしながら当業界におきましては、国内企業各社によるシェア獲得のための価格競争や出店競争に加え、急激な円安による輸入価格の高騰など、厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、新規出店を継続して行ってまいりました。当第2四半期累計期間の新規出店は20店舗となり、一方で3店舗閉鎖したことで、当第2四半期会計期間末の店舗数は852店舗となっております。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門はアウトウェアが好調に推移した一方で、マタニティ用品や肌着などが伸び悩みました。雑貨部門は、三輪車や室内用マットなど自社開発の育児用品が好調に推移いたしました。

売上総利益におきましては、直接輸入比率の高い肌着やパジャマなどで為替の急激な変動（円安）への対応が遅れ、仕入原価率が上昇し前年同期比で101.8%と、売上の伸びを下回る結果となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続して広告宣伝費や物流費、その他固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は622億1千9百万円（前年同期比104.0%）、営業利益は23億6千4百万円（前年同期比76.5%）、経常利益は24億9千7百万円（前年同期比77.8%）となりました。また四半期純利益は店舗閉鎖損失9千3百万円や減損損失8千2百万円を特別損失に計上した結果、12億8千7百万円（前年同期比73.9%）となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は723億5千7百万円と前事業年度末から12億5千万円の増加となりました。これは、主に商品および未着商品で20億8千1百万円増加した一方、現金及び預金が7億8千7百万円減少したことなどによります。

当第2四半期会計期間末における負債は210億7千万円と前事業年度末から9億4千万円の増加となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が16億円増加した一方、未払法人税等が9億9千9百万円減少したことなどによります。

当第2四半期会計期間末における純資産は512億8千6百万円と前事業年度末から3億9百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益12億8千7百万円による増加の一方、配当金の支払6億6千7百万円および自己株式の取得3億円があったことなどによります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ9億3千7百万円減少し、第2四半期会計期間末残高は250億9千4百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金は、4億7百万円の増加（前年同期比33億9千8百万円減）となりました。これは、主に税引前四半期純利益が23億2千2百万円となったこと、また仕入債務の増加額16億円や減価償却費が4億6千万円あった一方で、たな卸資産の増加額20億8千1百万円や法人税等の支払額19億8千万円があったことなどによります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金は、2億5千2百万円の減少（前年同期比1億8千3百万円減）となりました。これは、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出5億4千3百万円や建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出3億2千4百万円があった一方で、約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入6億1千5百万円があったことによります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金は、10億9千3百万円の減少（前年同期比6百万円減）となりました。これは、主に配当金の支払額6億6千7百万円および自己株式の取得による支出3億円があったことなどによります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年8月20日)	提出日現在発行数(株) (平成25年10月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

第14回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日（定時株主総会）
新株予約権の数(個)	1,230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)（注）1	123,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)（注）2	1株あたり1,098
新株予約権の行使期間	平成27年6月1日～平成32年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を

勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残

存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



第15回新株予約権

決議年月日	平成25年 5月14日（定時株主総会）
新株予約権の数(個)	5,976
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)（注）1	597,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)（注）2	1株あたり1,098
新株予約権の行使期間	平成27年 6月 1日～平成32年 5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,285 資本組入額 643
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を

勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残

存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月21日 ～ 平成25年8月20日	-	69,588,856	-	2,523,031	-	2,321,155

(6) 【大株主の状況】

平成25年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
いちごトラスト (常任代理人：香港上海銀行東京支店)	SECOND FLOOR MIDTOWN PLAZA P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106,CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,966.4	15.76
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地1	9,628.5	13.84
ビービーエイチ フォー フィ デリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシ パル オール セクター サブ ポートフォリオ) (常任代理人：株式会社三菱東 京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	5,150.0	7.40
大村 禎 史	兵庫県姫路市	4,826.9	6.94
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,742.9	6.82
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	3,176.2	4.56
茂 理 佳 弘	兵庫県姫路市	2,817.3	4.05
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 5 0 5 2 2 4 (常任代理人：株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,000.0	2.87
モルガンスタンレー アンド カンパニー インターナシヨ ナル ピーエルシー (常任代理人：モルガン・スタ ンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE,CANARY WHARF,LONDON E14 4QA,U.K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3)	1,902.8	2.73
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,193.7	1.72
計		46,404.9	66.68

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,172.3千株(4.56%)があります。
- 2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230.8千株を取得しております。なお、平成25年8月20日現在において信託口が所有する当社株式230.7千株を自己株式数に含めて記載しております。
- 3 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 4,742.9千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社     | 3,176.2千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 1,193.7千株 |
- 4 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数3,176.2千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

- 5 シティユワ法律事務所から、平成25年6月18日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成25年6月11日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
いちごアセットマネジメント・ インターナショナル・ピー ティーイー・リミテッド	179094 シンガポール、ハイス トリートセンター #06-08 ノー スブリッジロード 1 内	10,966.4	15.76
いちごアセットマネジメント株 式会社	東京都渋谷区広尾 1 - 1 - 31	0.1	0.00
計		10,966.5	15.76

- 6 株式会社みずほ銀行から、平成25年7月22日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成25年7月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	1,866.2	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	354.9	0.51
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号	3,621.7	5.20
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目 5 番27号	57.2	0.08
計		5,900.0	8.47

- 7 フィデリティ投信株式会社から、平成25年8月12日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成25年8月5日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッ ツ州 ボストン、サマー・スト リート245	7,250.0	10.42
計		7,250.0	10.42

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,172,300	2,307	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,336,000	663,360	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 80,556		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		665,667	

- (注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。  
2 当社所有の自己株式が2,941,600株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,700株含まれております。  
3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,941,600	230,700	3,172,300	4.56
計		2,941,600	230,700	3,172,300	4.56

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年5月21日から平成25年8月20日まで)および第2四半期累計期間(平成25年2月21日から平成25年8月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	23,883,693	23,095,840
売掛金	1,025,117	1,152,313
商品	18,856,318	19,839,867
未着商品	441,367	1,539,141
預け金	2,148,381	1,998,585
その他	2,274,838	2,339,833
流動資産合計	48,629,718	49,965,580
固定資産		
有形固定資産	6,514,188	6,738,618
無形固定資産	422,661	382,089
投資その他の資産		
建設協力金	9,819,644	9,502,296
その他	5,720,770	5,774,529
貸倒引当金	-	5,891
投資その他の資産合計	15,540,415	15,270,935
固定資産合計	22,477,265	22,391,643
資産合計	71,106,983	72,357,223
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1, 2 11,540,568	1, 2 13,140,578
未払法人税等	2,069,036	1,070,008
賞与引当金	549,055	552,820
設備関係支払手形	461,502	565,802
その他	1, 2 3,674,014	1, 2 3,922,544
流動負債合計	18,294,178	19,251,754
固定負債		
退職給付引当金	418,109	419,987
役員退職慰労引当金	277,000	282,900
資産除去債務	828,947	837,283
その他	311,948	278,740
固定負債合計	1,836,005	1,818,911
負債合計	20,130,183	21,070,666



(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金	2,321,506	2,321,537
利益剰余金	48,302,686	48,922,455
自己株式	2,472,758	2,772,784
株主資本合計	50,674,465	50,994,240
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,368	69,847
繰延ヘッジ損益	22,716	21,441
評価・換算差額等合計	75,084	48,406
新株予約権	227,249	243,911
純資産合計	50,976,799	51,286,557
負債純資産合計	71,106,983	72,357,223

(2)【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
売上高	59,813,211	62,219,189
売上原価	37,613,036	39,623,278
売上総利益	22,200,174	22,595,910
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 19,109,276	<sup>1</sup> 20,231,204
営業利益	3,090,898	2,364,705
営業外収益		
受取利息	65,091	61,728
期日前決済割引料	40,022	33,815
その他	21,376	44,847
営業外収益合計	126,490	140,392
営業外費用		
支払利息	6,481	4,906
支払手数料	1,084	2,760
その他	526	19
営業外費用合計	8,092	7,686
経常利益	3,209,296	2,497,410
特別損失		
店舗閉鎖損失	-	93,317
減損損失	37,223	82,003
特別損失合計	37,223	175,320
税引前四半期純利益	3,172,072	2,322,090
法人税、住民税及び事業税	1,478,000	993,000
法人税等調整額	48,859	41,629
法人税等合計	1,429,140	1,034,629
四半期純利益	1,742,931	1,287,461

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	3,172,072	2,322,090
減価償却費	475,653	460,020
減損損失	37,223	82,003
貸倒引当金の増減額（は減少）	-	5,891
賞与引当金の増減額（は減少）	2,887	3,764
退職給付引当金の増減額（は減少）	18,573	1,877
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	13,300	5,900
受取利息及び受取配当金	72,324	69,136
支払利息	6,481	4,906
店舗閉鎖損失	-	93,317
売上債権の増減額（は増加）	121,439	127,195
たな卸資産の増減額（は増加）	393,084	2,081,322
仕入債務の増減額（は減少）	334,520	1,600,010
その他	456,226	84,038
小計	4,716,260	2,386,164
利息及び配当金の受取額	7,236	7,413
利息の支払額	6,481	4,906
法人税等の支払額	910,152	1,980,694
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,806,863	407,977
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	531,178	543,117
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	159,841	324,944
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	622,490	615,540
投資活動によるキャッシュ・フロー	68,529	252,521
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	114,747	125,311
配当金の支払額	671,890	667,691
自己株式の取得による支出	300,012	300,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,086,650	1,093,105
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,651,684	937,649
現金及び現金同等物の期首残高	21,511,604	26,032,074
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 24,163,288	<sup>1</sup> 25,094,425

【会計方針の変更等】

当第2四半期累計期間 (自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年2月21日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当第2四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 ファクタリング期日前決済

仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。

当該期日前決済については、四半期財務諸表において以下の金額を当第2四半期会計期間末残高から控除して表示しております。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月20日)
買掛金	15,234,388千円	14,642,514千円
流動負債「その他」未払金	2,009,155千円	1,821,036千円

2 偶発債務

仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、遡及義務を負っている金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月20日)
期日前決済額の内、 遡及義務を負っているもの	12,732,109千円	12,906,962千円

3 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月20日)
コミットメントライン極度額	-	5,000,000千円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	-	5,000,000千円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日)
従業員給料	4,232,655千円	4,446,276千円
地代家賃	6,411,576千円	6,606,032千円
貸倒引当金繰入額	-	5,891千円
賞与引当金繰入額	545,851千円	552,820千円
役員退職慰労引当金繰入額	13,300千円	20,900千円
退職給付引当金繰入額	25,598千円	10,227千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
現金及び預金勘定	22,790,449千円	23,095,840千円
預け金勘定	1,372,838千円	1,998,585千円
現金及び現金同等物	24,163,288千円	25,094,425千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 定時株主総会	普通株式	674,198千円	10円00銭	平成24年2月20日	平成24年5月16日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,308千円を含んでおります。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月27日 取締役会	普通株式	603,000千円	9円00銭	平成24年8月20日	平成24年11月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,077千円を含んでおります。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年4月3日開催の取締役会決議により299,954千円(419,700株)の自己株式を取得しております。

当第2四半期累計期間(自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 定時株主総会	普通株式	669,999千円	10円00銭	平成25年2月20日	平成25年5月15日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,308千円を含んでおります。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月1日 取締役会	普通株式	599,825千円	9円00銭	平成25年8月20日	平成25年11月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,076千円を含んでおります。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年4月3日開催の取締役会決議により299,940千円(352,600株)の自己株式を取得しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成24年2月21日 至平成24年8月20日)および当第2四半期累計期間(自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年8月20日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
1株当たり四半期純利益金額	26円06銭	19円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,742,931	1,287,461
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,742,931	1,287,461
普通株式の期中平均株式数(株)	66,889,223	66,517,276

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

2 【その他】

平成25年10月1日開催の取締役会において、平成25年8月20日現在の株主に対して、第58期の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金総額	599,825千円
1株当たりの額	9円00銭
支払請求の効力発生日および 支払開始日	平成25年11月1日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月1日

株式会社西松屋チェーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 文 彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成25年2月21日から平成26年2月20日までの第58期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年5月21日から平成25年8月20日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年2月21日から平成25年8月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成25年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。